第十七条中「第六条第三項中」を「第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十五条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、」に改め、「（平成十一年法律第百五十二号）」及び「（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」を削る。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第三十九条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項」を「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項」に改め、同項第一号中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、同号ニ中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第十三条第一項第一号中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、同条第三項中「はって」を「貼って」に改め、同項第一号中「（第三号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（次号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第三号を削る。

別表一の項リ中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四十条　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項ただし書を削る。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項第一号中「第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削り、同項第二号中「次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削り、同項第三号を削る。

第二十五条第三項中「、次に掲げる」の下に「行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する」を加え、同項各号を次のように改める。

一　特許庁

二　その長が法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であって、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

（不動産登記令の一部改正）

第四十二条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第二十五条中「第六条第三項中」を「第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十七条第六項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、」に改め、「（平成十六年法律第百二十三号）」及び「（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」を削る。

（信託業法施行令の一部改正）

第四十三条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「はって」を「貼って」に改め、ただし書を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条　次に掲げる政令の規定中「まで及び第五項」を「まで」に改める。

一　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条

二　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条

（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正）

第四十五条　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「又は改正法の施行の際現に旧法第八条第一項第一号に掲げる者である者が附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験を受けようとする場合」を削り、「この政令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第三十三条」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第三十一条」に改め、同条第二項中「新法第九条第一項第二号」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第五十一条第一項第二号」に、「新令第三十三条の表の二の項」を「令第三十一条の表の十四の項」に改め、同条第三項中「新法第十条第二項」を「法第五十三条第二項」に、「新法第八条第一項」を「法第五十一条」に、「新令第三十三条の表の三の項」を「令第三十一条の表の十五の項」に改め、同条第四項中「新法第八条第一項」を「法第五十一条」に、「新令第三十三条」を「令第三十一条」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第四十六条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削る。

第五条第一項中「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第七条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第十一条第三号中「情報通信技術利用法第四条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改める。

第十二条第二項第一号中「（第三号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（次号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第三号を削る。

第十五条第四項を削る。

別表第一第六条第二項の項を削る。

別表第三第四条第四項の項を削り、同表第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同表第五条第二項の項及び第七条第二項の項を削り、同表第七条第三項の項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同表第七条第四項の項、第十二条第二項第三号の項及び第十五条第四項の項を削る。

（生産性向上特別措置法施行令の一部改正）

第四十七条　生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「（第三号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（次号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第三号を削る。